

令和 7 年 度 事 業 計 画

(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 月 3 月 3 1 日)

本会は、公益社団法人日本柔道整復師会及び他都道府県柔道整復師会との連携のもと、医道の高揚、柔道整復学及び柔道整復術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって保険制度の円滑な運営に協力し、社会福祉の増進に寄与することを目的とし、以下の事業を計画します。

《 公 益 事 業 》

公 1 柔道及び柔道整復の学術・業務を通じて県民の健康並びに福祉及び公衆衛生の向上を目的とした事業

趣 旨

【事業 1】県民の健康及び青少年の健全な育成に寄与する事業、【事業 2】柔道整復の医学的研究及び資質向上を行う事業、【事業 3】県民のための健康・保険・福祉の増進に関する事業、【事業 4】災害活動に関する事業を実施することにより、公益社団法人日本柔道整復師会及び他都道府県柔道整復師会との連携のもと、医道の高揚、柔道整復学及び柔道整復術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

【公 1 事業 1】県民の健康及び青少年の健全な育成に寄与する事業

〔内 容〕公益社団法人日本柔道整復師会及び他都道府県柔道整復師会との連携のもと、医道の高揚、柔道整復学及び柔道整復術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする事業を行うため、県民の健康及び青少年の健全な育成に寄与する、次の（１）（２）の事業を行う。

（ １ ）日整全国少年柔道大会神奈川県選抜チーム予選会・日整全国少年柔道形競技会神奈川県予選会・神奈川県柔道整復師会柔道大会を開催（主催事業）するとともに日整全国少年柔道大会・日整全国少年柔道形競技会への大会委員・役員・審判団・選手団の派遣を行う。

（ ２ ）各柔道大会及び柔道講習会への後援並びに役員及び救護員等の派遣を行う。

【公 1 事業 2】柔道整復の医学的研究及び資質向上を行う事業

〔内 容〕公益社団法人日本柔道整復師会及び他都道府県柔道整復師会との連携のもと、医道の高揚、柔道整復学及び柔道整復術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、柔道整復の医学的研究及び資質の向上に寄与する為に、次の（１）（２）の事業を行う。

（ １ ）神奈川県柔道整復学術大会を主催し、公益社団法人日本柔道整復師会関東学術大会を共催すると共に、日本柔道整復接骨医学会に参加及び発表者の派遣をする。

（ ２ ）県民に対する学術講習会を開催する。

県民に対し講習会を開催する。柔道整復師によるテーピング講習会、施術方法の研究発表、救急救命講習会、有識者による特別公演を企画・実施をする。

【公 1 事業 3】県民のための健康・保険・福祉の増進に関する事業

〔内 容〕公益社団法人日本柔道整復師会及び他都道府県柔道整復師会との連携のもと、医道の高揚、柔道整復学及び柔道整復術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、社会福祉の増進に寄与することを目的として、次の（１）～（４）の事業を行う。

（ １ ）スポーツ競技会等における救護ボランティア活動に関する事業

救護ボランティア依頼のあった大会に当会会員ボランティアを派遣し、県民の健康増進及び青少年の健全な育成に寄与する。救護員の派遣事業は、大会等の開催主体よりの依頼に基づき理事会でこれを検討審議し、定例的に開催されかつ、その継続に公益性が高いと当会が判断した競技会については、当会の年度予算においてその必要経費を計上し、原則として継続的に派遣している。

（ ２ ）医療機関との連携に関する事業

日本古来の柔道整復と医療機関との連携を図るため、関連医療機関と勉強会を行う。勉強会においては、当会より柔道整復師の施療における症例を提出し、提出された症例に対し医師側より医学的見地に基づく所見が披見される形式により、両者間の意見交換が行われる。勉強会は会報及びホームページに

において開催が公表され、柔道整復師であれば会員に限定されず参加可能となっている。勉強会の成果は、参加柔道整復師の施術に反映されるとともに、その研究成果が当会の学術誌に公開される。

（ ３ ）介護活動に関する事業

公益財団法人柔道研修試験財団の提唱する健康柔体操を、公益社団法人日本柔道整復師会及び他都道府県柔道整復師会とともに推進させるべく、主として県内の介護対象者に対して健康柔体操を開催している。会場は介護施設における機能訓練室等が利用されている。施設利用等の運営費は当会で予算措置がされている。参加者は誰でも参加する事ができ、資料等の実費負担のみの無料となっている。

（ ４ ）広報活動に関する事業

当会はホームページと広報誌により柔道整復術の学術的研究成果及び健康増進に関する啓蒙事業を行っている。

【公１ 事業４】広域災害活動に関する事業

〔 内 容 〕柔道整復師の施術は手技療法であるため、医療機器・医薬品が途絶した状況下にある緊急災害時においては、災害救援の有効性がきわめて高い。被災地からの災害救援要請が当会に寄せられる事を想定し、当会では、理事会の下に災害対策委員会が常設されている。緊急災害の際には、災害対策委員会の決定に基づき、救援救護隊が会員より組成され救援に赴いている。救援救護の対象は神奈川県内に限定されるが、必要に応じて県外の救援救護についてその都度理事会において決定し、救援救護が行われる。

また、神奈川県及び一部県内市区町村との間では、当会による救援救護に関する協定が締結されている。

当会では、災害対策委員会の下で迅速・有効な救護活動を目的として、神奈川県合同総合防災訓練や各市町村で行われている防災訓練に参加、協力をし、円滑な救護活動が行われるように常時準備をしている。また、災害時に備え、当会本部敷地内の災害備蓄庫において緊急時衛生材料、保存食料を備蓄し、保管・管理を行っている。

公２ 医療制度及び社会保険制度等諸制度に関する事業

趣 旨

本事業は「療養費の適正化及び運営の円滑化」を目的とした事業である。そのため、各審査委員会への審査委員の推薦、柔道整復師に対する講習会の開催、制度変更点の周知などを、行政や関係機関と協力して行い、柔道整復療養費制度すなわち受領委任払制度が円滑に運用されるように努める。以下、主な事業について記載する。

【公２ 事業１】受領委任制度の維持運営事業

《 趣 旨 》

受領委任制度の適正かつ円滑な運営のためには、県内の柔道整復師が受領委任に係る事務の正確な実施に必要な情報を得ること、及び、療養費の適正な申請に必要な知識等を得ることが重要であるため、療養費申請業務の実施を通じ、適正な療養費申請書の作成に必要な情報の調査・収集を保険者等の関係機関と連携して実施するとともに、それにより得られた最新の情報等を県内柔道整復師に迅速に周知する事業を実施している。

【公２ 事業２】受領委任制度等の適正かつ円滑な運営のための必要情報の整備・提供事業

《 趣 旨 》

受領委任制度及び療養費制度の適正な運営のためには、柔道整復師が、これらの制度についてのみではなく、柔道整復師がその施術費用に係り取扱う自動車賠償責任保険制度等の他の制度も含めて、制度全般について正確な知識を有していることが重要である。

そこで、柔道整復師が取扱う施術費用に係る制度全般について県内の柔道整復師に周知を図り、受領委任制度及び療養費制度の適正な運営を促進することを目的とし、受領委任制度等に必要な各種情報を関係機関等と連携し、収集整備を行い、受領委任制度等に関する情報を含め、理解しやすい資料にまとめる等し、県内の柔道整復師に情報提供を行う事業を実施する。

ア 保険に関する講習会の実施

各種保険取扱い（受領委任制度）に関する変更等の行政からの通達を的確に周知するために、また当会の事業活動で生じる様々な諸問題について有識者から意見を聞くために、行政及び関係機関と指導者研修会《１》～《３》を開催し、保険業務の円滑化、諸問題の再発防止を図る。

- 《1》神奈川県国民健康保険団体連合会柔道整復施術療養費審査委員会指導者研修会
- 《2》健康保険組合連合会神奈川連合会・公益社団法人神奈川県柔道整復師会指導者研修会
- 《3》神奈川労働局労災保険柔道整復施術料審査指導者研修会

イ 各公的審査会への参加と協力

神奈川社会保険柔道整復療養費審査委員会・神奈川県国民健康保険柔道整復施術療養費審査委員会・神奈川労働局労災保険柔道整復師施術料審査委員会への参加協力し、適正な受領委任制度の運用を図る。

ウ 保険Q&Aの作成

【事業1】及びア・イの事業の実施により得た情報や関係機関から提供された情報を、受領委任制度及び療養費制度に関し当会が保持する情報に加えて、自動車賠償責任保険制度や労働災害保険制度等に係る情報を関係機関と情報交換し、問題事例に係る事例検討を行って情報の収集整備を実施するとともに当該情報をそのまま情報として提供しても、難解で理解が進まないものも多い。このため「健康保険の取扱いに関するもの」「受領委任払いの取扱いに関するもの」「労働災害保険に関するもの」「自賠責・交通事故に関するもの」と区分し、県内の柔道整復師向けにQ&A方式でわかりやすくまとめ、県内の柔道整復師に情報提供を実施している。

情報提供に際しては、広報誌「和」に「保険Q&A」として掲載するとともにホームページに掲載し、情報提供を実施する。

エ 広報誌「和」発行事業

広報誌は、会員に配布するほか、会員外の柔道整復師にも希望により配布するとともに、保険者との情報共有化の促進を図ることも目的に、国民健康保険連合会・協会健保・県内の健康保険組合などの保険者に無償配布する。

オ 保険講習会の開催

県内に在住・在勤する全柔道整復師及び柔道整復師を目指す養成校の学生を対象に、療養費の適正な取り扱い及び受領委任制度の趣旨の周知徹底をはじめ、柔道整復師が取扱う施術費用に係る制度全般への理解の促進を目的として、《1》～《3》の保険講習会を開催する。

受領委任制度及び療養費の取扱いについての関係機関からの通知の周知や、当会が蓄積した適正な取扱いについての知見等（ア～エの情報）について、保険部の講師が講義を行うとともに、必要資料の提供を行う。

講習会等については、開催要領をホームページ上に掲載するとともに、関係団体等（県内の個人契約柔道整復師、柔道整復師養成学校）に通知し、周知する。

保険講習会については、会員以外の柔道整復師も参加可能であり、《1》は厚生労働省関東信越厚生局神奈川事務所指導課より講師を招いており、《2》《3》は当会の保険担当理事及び保険部員が担当している。参加料は無料であり、原則希望者全員が参加することが可能である。

《1》すべての柔道整復師を対象として講習会を実施

すべての柔道整復師を対象に受領委任制度に関する講習会を企画・実施することにより、保険制度の正しい知識、行政からの通達、制度の変更を周知し、適正な保険制度の運用を図る。

《2》毎月新規開業者を対象とした保険取扱いに関する説明会

毎月、その月に新規に開業した柔道整復師を対象に本会保険部で保険取り扱いについて説明会を行う。その際に療養費支給申請書の作成や提出等に関する基本的な注意事項の説明並びに必要な書類の配布等を行う。会員以外の柔道整復師も参加可能であり、メールもしくは電話にて当会に申し込みできる。

《3》新規開設者の講習会の実施

開業後2年以内の柔道整復師を対象にした講習会の企画・実施を計る。本講習会は過去に本会会員が受領委任制度や自賠責制度を運用する中で生じた諸問題を題材にして、それらの問題の発生原因や解決方法などを学ぶことにより、開業して間もない柔道整復師が受領委任制度を円滑に行えるようにする。

【公2 事業3】患者相談事業

《趣 旨》

受領委任制度及び療養費制度の適切な維持運営を図ることを目的とし、利用者が制度への疑問等を相談できる体制を整備し、相談事業を実施する。

《 共益に関する事業 》

本事業は会員の相互扶助を目的とした事業である。以下、主な事業について記載する。

【共益 事業１】表彰規定に基づくもの

永年に亘り本会に在籍し、公益目的事業を行い、地域住民の健全な発展に大きく寄与した会員に対し、表彰を行う。

本会主催の柔道大会及び学術大会において、優秀な成績をおさめた会員に対し、表彰を行う。

【共益 事業２】協同組合に協力する事業

会員の大多数が加入する協同組合の様々な事業に対して、会場の提供や役員の派遣、開催案内や通達事項の会報封筒への同封などの協力を行うことにより協同組合事業並びに会員（組合員）への利便性を図る。

《 法人運営及び管理に関する事業 》

本事業は本会の事業及び運営の円滑化を目的とした事業である。そのため、公益目的事業の遂行に必要な事務処理、法人運営及び会計処理を必要に応じて行う。以下、主な事業について記載する。なお、一部、公益目的事業と法人運営に共通する事業も含まれる。

1. 総 会 定款の規定により開催
2. 理 事 会 定例及び必要に応じて開催
3. 合同会議 会務報告、意見交換のため開催
4. 委 員 会 必要に応じて開催
5. 会 報 毎月発行
6. 議 事 録 総会・理事会等の議事録の作成と保管
7. 会員名簿の作成 会員名簿の作成及び関係機関への配布
8. 入会案内の作成 入会案内の作成及び関係機関への配布
9. 上部団体事業への参加と協力
 - (1) 日整関係 総会 代議員会
 - (2) 関東関係 総会 理事会
10. 事務局に関する事項
11. 入金・出金に関する事項
予算書及び、理事会承認に基づく入金・出金の確認と管理
12. 会計関係帳簿・帳票等の整理、点検
13. 会費等に関する事項
 - (1) 会費及び各引落とし金の徴収
 - (2) 諸会費等未納会員への対応
 - (3) 新入会員の入会負担金及び諸会費等の徴収
14. 財務諸表の作成
15. 内部管理目的に必要な書類の作成
16. 主な事業毎の決算報告
17. 半期毎の仮決算報告
18. 会計監査
 - (1) 顧問公認会計士による
 - (2) 監事による（半期監査）
19. 事務職員給与等に関する事項
 - (1) 給与、賞与、諸手当の計算及び、年末調整の実施
 - (2) タイムカードの集計
 - (3) 昇給に関する事項
20. 財務部会 必要に応じて開催
21. 支部担当者会議の開催
22. 顧問公認会計士による公益法人会計に関する相談指導
23. その他、公益目的事業を円滑に遂行するのに必要な事務処理、法人運営及び会計処理に必要な事項